

**改正**

平成19年6月26日条例第26号

平成23年3月15日条例第9号

平成25年3月13日条例第15号

四万十町奨学金貸付条例

目次

第1章 奨学金の貸付け（第1条—第14条）

第2章 奨学生審査委員会（第15条—第21条）

第3章 雑則（第22条）

附則

**第1章 奨学金の貸付け**

（趣旨）

**第1条** この条例は、資力に不安のある青少年の勉学の志に寄与するため奨学金を貸し付けることについて必要な事項を定めるものとする。

（貸付対象）

**第2条** 奨学金は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する次の学校に在学する者に貸し付ける。

- （1）高等学校並びに特別支援学校の高等部（以下「高等学校等」という。）
- （2）大学（大学院は除く。）又は短期大学（以下「大学等」という。）
- （3）高等専門学校
- （4）専修学校（一般課程は除く。）

一部改正〔平成19年条例26号〕

（貸付けを受ける者の条件）

**第3条** 奨学金の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- （1）奨学生又はその保護者のどちらかが四万十町に住所を有する者
- （2）経済的な理由により就学が困難な者
- （3）向学心が旺盛な者

- (4) 資金の返還が確実と認められる者
- (5) 他の奨学金等を受給していない者  
(奨学金の額等)

**第4条** 奨学金の貸付けの対象となる経費の種類及び貸付額は、別表に掲げる金額の範囲内とし、貸付方法は、別に定める。

- 2 奨学金には、利子は付けない。
- 3 奨学金を貸し付ける期間は、奨学生の在学する学校の正規の修業年限とする。  
(在学証明書の提出)

**第5条** 奨学生は、毎年教育委員会の定める期日までに在学証明書を提出しなければならない。  
(転学又は退学の場合の取扱い)

**第6条** 奨学生が、転学又は退学したときは、奨学金の貸付けを辞退したものとみなす。ただし、転学の場合、転学先学校長を経て願い出たときは、本文の規定にかかわらず、奨学金の貸付けを継続することがある。  
(貸付けの停止)

**第7条** 奨学生が、休学若しくは長期にわたり欠席し、又は学業若しくは素行などの状況により特別補導の必要があると認めるとき、若しくは第3条に規定する奨学生としての要件を欠くに至ったとき奨学金の貸付けを停止する。  
(貸付けの復活)

**第8条** 前条の規定により奨学金の貸付けを停止された者がその事由がやんで在学する学校長を経て願い出たときは、奨学金の貸付けを復活することがある。ただし、その停止されたときから2年を経過したときは、この限りでない。  
(貸付けの取消し)

**第9条** 奨学生が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、それ以後の奨学金の貸付けを取り消す。ただし、第1号から第3号までに掲げる理由によりこれを取り消すときは、町長は、在学する学校長の意見を聴かなければならない。

- (1) 疾病等のため成業の見込みがないとき。
- (2) 学業成績又は素行が不良となり成業の見込みがないとき。
- (3) 奨学生としての責務を怠り奨学生として適当でないとき。
- (4) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- (5) 奨学生若しくは保護者(第3条第1号に該当する者に限る。)又は保護者以外の連帯保証

人が四万十町からすべて転出したとき。

(貸付けの辞退)

**第10条** 奨学生は、町長に申し出て、奨学金の貸付けを辞退することができる。

(返還)

**第11条** 奨学金の返還期間は、貸付期間の3倍に相当する期間内とし、奨学生が卒業したときは、その翌年度から返還しなければならない。

2 奨学生は、第9条第1号を除く各号の理由により奨学金の貸付けを取り消されたときは、既に貸付けを受けた奨学金の全額を直ちに返還しなければならない。

3 奨学生は、第9条第1号の規定により奨学金の貸付けを取り消されたとき若しくは前条の規定により貸付けを辞退したとき又は奨学生の真にやむを得ないと認められる事由により奨学金の貸付けを廃止されたときは、奨学生の正規の修業年限の満了すべき月の翌月から貸付けを受けた期間内で、返還しなければならない。

(返還猶予)

**第12条** 奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当する事情になったときは、町長はその返還を猶予することができる。

(1) 第2条に規定する学校に在学しているとき。

(2) 病傷又は災害により返還が著しく困難となったとき。

(3) その他真にやむを得ない事由により返還が著しく困難となったとき。

2 奨学金の返還を猶予する期間は、別に定める。

(延滞金)

**第13条** 奨学金を返還すべき者が正当な理由がなく返還期限までに返還しなかったときは、その者から償還期限の翌日から納付日までの日数に応じて延滞金を徴収する。

一部改正〔平成25年条例15号〕

(返還の免除)

**第14条** 町長は、奨学金の貸付けを受けた者が死亡したとき又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたときは、別に定めるところにより奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

## 第2章 奨学生審査委員会

(設置)

**第15条** 奨学生に係る審査のため、町に奨学生審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

**第16条** 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者を町長が委嘱する。

(1) 学識経験者 1人

(2) 教育委員 1人

(3) 民生委員・児童委員 3人（窪川地区1人、大正地区1人、十和地区1人）

一部改正〔平成23年条例9号〕

(任務)

**第17条** 委員会は、奨学生の審査について調査及び審議を行い、町長の諮問に応じて答申する。

(委員長及び副委員長)

**第18条** 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会の会議を主宰し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたとき委員長の職務を行う。

5 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期に同じとする。

(委員の任期)

**第19条** 委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が委嘱されるまでの間は、引き続きその職務を行う。

2 補欠委員は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、委員が第16条第2項の資格要件を有しなくなったときは、その職を失う。

(会議)

**第20条** 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、第4項の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員は、三親等以内の親族に直接利害関係のある事件についてはその議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(関係職員の出席)

**第21条** 町の関係職員は、随時委員会の会議に出席して意見を述べることができる。

### 第3章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、奨学金の貸付けに関し必要な事項は、町長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の窪川町育英資金貸付基金条例（昭和39年窪川町条例第19号）、大正町奨学資金貸付条例（平成6年大正町条例第9号）又は十和村奨学資金貸付基金条例（平成2年十和村条例第7号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 合併前の条例の規定により貸し付けた、又は貸し付けるべきであった奨学金の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成19年6月26日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月15日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月13日条例第15号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

#### 別表（第4条関係）

区分	種類	金額（上限）
共通	入学支度金	50,000円
高等学校等、高等専門学校、専修学校（高等課程）	就学資金	月額 15,000円
	通学費	月額 25,000円
	下宿費	月額 25,000円
ただし、通学費又は下宿費は、どちらか一方のみとする。		
大学等、専修学校（専門課程）	就学資金	月額 50,000円

**改正**

平成18年11月13日教委規則第41号

平成23年3月28日教委規則第3号

令和2年10月14日教委規則第9号

令和3年1月12日教委規則第1号

四万十町奨学金貸付条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、四万十町奨学金貸付条例（平成18年四万十町条例第51号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき、奨学金の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付けを受ける者の条件)

**第2条** 条例第3条第1号に規定する保護者は、四万十町奨学金（以下「奨学金」という。）の貸付けを受けようとする者の親権者とする。

2 前項の規定にかかわらず、相当の理由があると認める場合には、町長が認める者を保護者とすることができる。

3 条例第3条第2号に規定する者は、次の各号のいずれかに該当する世帯に属する者とする。

(1) 奨学金の貸付けを受けようとする前年度に生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けた世帯

(2) 奨学金の貸付けを受けようとする前年度に地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定により町民税を非課税とされた者の属する世帯（町民税を課税された者が1人以上いる世帯を除く。）

(3) 奨学金の貸付けを受けようとする前年度に地方税法第323条第1項の規定により町民税の減免を受けた者の属する世帯（町民税の減免を受けなかった者が1人以上いる世帯を除く。）

(4) 世帯の収入が別表第1に定める収入基準額以下である世帯

4 現在奨学金の貸付けを受けている者は、在学中の学校を卒業（高等専門学校は、3年次修了者も含む。）し、かつ、上位の入学資格を要する学校へ進学する場合のみ貸付けを受けることができる。

(奨学生候補者採用申請書の提出)

**第3条** 奨学金の貸付けを受けようとする者は、前年度2月末までに奨学生候補者採用申請書（様

式第1号。以下「申請書」という。)を連帯保証人と連署のうえ、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、保護者から特定個人情報利用同意書(様式第1号の2。以下「同意書」という。)が提出された場合にあっては、第1号及び第2号に掲げる書類の提出を、連帯保証人から同意書が提出された場合にあっては、第3号に掲げる書類の提出を省略することができる。

- (1) 世帯全員の収入・所得を証明する書類
- (2) 世帯全員の住民票
- (3) 連帯保証人(保護者を除く。)の課税証明書
- (4) その他審査のために必要な書類

2 前項第3号の連帯保証人の数は、3人とし、それぞれ独立の生計を営む者であって、その内の1人は前条第1項又は第2項に規定する保護者とし、その他の2人は本町に住所を有し、かつ、奨学金の貸付けを受けようとする前年度に本町において地方税法第294条の規定により町民税が賦課されている者でなければならない。

一部改正〔平成23年教委規則3号〕

(奨学生の決定等)

第4条 条例第3条に規定する奨学生(以下「奨学生」という。)は、奨学生審査委員会の答申を受けて、町長がこれを決定するものとする。

- 2 町長は、奨学生には奨学金貸付内定通知書(様式第2号)により、奨学生として決定しなかった者には奨学金貸付不承認通知書(様式第3号)により保護者を経て通知するものとする。
- 3 奨学生は、速やかに連帯保証人と連署のうえ、奨学金借用証書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。
- 4 前項に規定する奨学金借用証書の金額を変更しようとする場合は、改めて奨学金借用証書を提出するものとする。

(貸付方法)

第5条 奨学金は、毎月奨学生の指定する本人の口座(以下「指定口座」という。)へ口座振替により貸し付ける。

- 2 指定口座は、奨学生候補者採用申請書を提出するときに指定するものとする。
- 3 奨学生は、指定口座を変更しようとするときは、奨学金指定口座変更届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(届出事項等)

**第6条** 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学生等異動届（様式第6号）を町長に提出しなければならない。ただし、奨学生が心身の故障その他の理由により届け出ることができないときは、保護者又は連帯保証人が奨学生に代わって提出しなければならない。

（1）奨学生が休学、復学、停学、転学又は退学したとき。

（2）奨学生又は連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項に異動があったとき。

2 奨学生が保護者又は連帯保証人を変更しようとするときは、保護者・連帯保証人変更報告書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

3 奨学生が死亡したときは、その保護者又は連帯保証人は、奨学生等異動届にその事実を証明する書類を添えて町長に提出しなければならない。

4 前3項（第1項第1号を除く。）の規定は、奨学金を返還していない者及び返還の猶予を受けている者について準用する。

5 第2条第3項第1号から第4号までのいずれかに該当する奨学生は、毎年教育委員会の定める期日までに四万十町奨学金現況報告書（様式第7号の2）を町長に提出しなければならない。

（返還計画書の提出及び返還方法）

**第7条** 奨学生は、奨学金の最終の貸付を受けたときは、直ちに奨学金返還計画書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。この場合において奨学金返還計画は、本人の支払い能力に応じた月賦を基本とする。

2 条例第11条第1項及び第3項の返還方法は、指定口座の振替を原則とする。

（返還猶予申請書の提出等）

**第8条** 条例第12条の規定により奨学金の返還の猶予を受けようとする奨学生は、奨学金返還猶予申請書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する奨学金返還猶予申請書を受理したときは、返還の猶予の適否を決定し、返還の猶予を適当と認めるときは奨学金返還猶予通知書（様式第10号）により、不適当と認めるときはその旨を、当該申請を行った者に通知するものとする。

（返還猶予の期間）

**第9条** 条例第12条第1項第1号に該当する場合の返還猶予の期間（以下「返還猶予期間」という。）

は、その事由の継続中とする。ただし、返還猶予期間中も、条例第5条の規定に準じ、在学証明書を提出しなければならない。

2 条例第12条第1項第2号又は第3号に該当する場合の返還猶予期間は、1年以内とし、その事由が継続するときは、願い出により1年ずつ延長することができる。ただし、同項第3号に該当

する場合の延長期間は、通じて2年を超えることができない。

(返還免除申請書の提出等)

**第10条** 条例第14条に規定する精神又は身体の著しい障害は、別表第2及び別表第3に定める障害とする。

2 条例第14条の規定により奨学金の返還の免除を受けようとする者は、奨学金返還免除申請書(様式第11号)に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 奨学生が死亡したとき 死亡したことを証する書類

(2) 奨学生が前項に規定する障害を受けたとき 精神障害者保健福祉手帳の写し若しくは身体障害者手帳の写し又は医師の発行する診断書(当該障害を受けたことが確認できるものに限る。)

3 町長は、前項に規定する奨学金返還免除申請書を受理したときは、返還の免除の適否及び返還を免除する額を決定し、返還の免除を適当と認めるときは奨学金返還免除通知書(様式第12号)により、不適当と認めるときはその旨を、当該申請を行った者に通知するものとする。

4 返還を免除する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 奨学生が死亡したとき、又は別表第2に定める障害を受けたとき 奨学金の返還未済額の全額

(2) 奨学生が別表第3に定める障害を受けたとき 奨学金の返還未済額の4分の3の額

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の窪川町育英資金貸付基金条例(昭和39年窪川町規則第2号)、大正町奨学資金貸付条例(平成6年大正町条例第9号)又は十和村奨学資金貸付基金条例施行規則(平成2年十和村規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年11月13日教委規則第41号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日教委規則第3号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年10月14日教委規則第 9 号）

この規則は、令和 2 年12月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 1 月12日教委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、令和 2 年12月 1 日から適用する。

別表第 1（第 2 条関係）

世帯区分	給与・年金収入の場合	給与・年金収入以外の場合
	収入基準額	所得基準額
1人世帯	2,280,000円	1,416,000円
2人世帯	3,020,000円	1,934,000円
3人世帯	3,740,000円	2,452,000円
4人世帯	4,390,000円	2,970,400円
5人世帯	5,040,000円	3,492,000円
6人世帯	5,730,000円	4,042,400円
7人世帯	6,420,000円	4,596,000円
8人世帯	7,110,000円	5,199,000円
9人世帯	7,800,000円	5,820,000円

備考 この表の左欄に掲げる世帯区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる基準額を収入基準額及び所得基準額（以下「基準額」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる世帯の区分については、当該基準額に当該各号に定める額を加算して得た額を当該世帯の収入基準額とする。

- (1) 70歳以上の者が属する世帯 当該者 1 人につき 50,000円
- (2) 障害者等級が 1 級、2 級若しくは 3 級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている者、級別が 1 級若しくは 2 級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は障害の程度が A 1、A 2 若しくは B 1 と記載された療育手帳の交付を受けている者が属する世帯 当該者 1 人につき 300,000円
- (3) 父母の一方若しくは両方がいないか又はこれに準ずる状態にあるため父母の他方又は父母以外の児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 4 条に規定する児童をいう。）を養育している世帯 260,000円

**別表第2**（第10条関係）

- |                                |
|--------------------------------|
| 1 常時心神喪失の状況にある者                |
| 2 両眼の視力が0.02以下に減じた者            |
| 3 片目の視力を失い、他方の目の視力が0.06以下に減じた者 |
| 4 そしゃくの機能を失った者                 |
| 5 言語の機能を失った者                   |
| 6 手の指を全部失った者                   |
| 7 常に床について複雑な介護を必要とする者          |
| 8 その他精神又は身体の障害により労働能力を喪失した者    |

備考

- 1 この表に掲げる障害は、症状が固定し、又は回復の見込みがない者に限る。
- 2 視力は、万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。

**別表第3**（第10条関係）

- |  |
|--|
| 1 両眼の視力が0.1以下に減じた者                                   |
| 2 鼓膜の大部分の損傷その他により両耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を理解することができない程度以上の者 |
| 3 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残す者                              |
| 4 せき柱の機能に著しい障害を残す者                                   |
| 5 片手を腕関節以上で失った者                                      |
| 6 片足を足関節以上で失った者                                      |
| 7 片手の三大関節中2関節又は3関節の機能を失った者                           |
| 8 片足の三大関節中2関節又は3関節の機能を失った者                           |
| 9 片手の5指又は親指及び人指し指を併せて4指を失った者                         |
| 10 足の指を全部失った者  |
| 11 せき柱、胸郭又は骨盤軟部組織の高度の障害、変形等により労働能力が著しく阻害された者         |
| 12 半身不随により労働能力が著しく阻害された者                             |

13 その他精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有する者

備考

- 1 この表に掲げる障害は、症状が固定し、又は回復の見込みがない者に限る。
- 2 視力は、万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。